国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

日とてよろづ絶ぬさそうちつ
よくをのおせそうちこみさる
〳〵姫ぎれもそう宝入くまをし
おとく中統は迷〳〵みゆらへそ
とし伝ゆよ行幸〳〵て御覧也
みゝようこをねくいりそうと伝られれ
あさてと中統へよろこいくいりしとまさせゆ
ろれ日よりぬ迷をえこうち免奏上人せりくる
いうてよき人くをそ奏うとそ免そ年先生奏
おゆ〳〵き人くにそうまつて御前と以下ゆ

悪よをくおろしまりはさそほ
人我さくころさ絶て也ゆうを結ぬ一まれをおゆ
ゆい〳〵せりうろとやうをそうを実をおうそれ
一き事うるとそおうくてたゆりをれいうまう
さそやそ昭宝云をそ免こうそまつくて百官引
つまそれ悪をして小松の文へこゆ〳〵せゆぬゆそ
きくいみ〳〵は悪よをせきるよれ
らぬかのを今つよそのまそれ伝られをたり
さを絶ぬうそれをそうくさ
ゆ〳〵へ計悪をそ
ゆうそくさゆ〳〵ぬとやさを絶ぬ

師守記

貞和三年二月十日癸丑乃左中弁宗光朝臣奉勅
賀茂社旅叶祭使[　]之時以次手被行之
尋日次を行之先例と云々之時大外記中原師茂
注進之案

一石清水賀茂奏社臨時祭事
被行例

曆應二年十二月十三日丁酉賀茂臨時祭 舊去
康永二年三月廿八日甲午石清水臨時祭 舊去十六日丙午
拾芥抄年中行事部云十一月下未日賀茂臨時祭 未日試樂
試樂下酉日賀茂臨時祭 自寛平御時被行之
枕草紙ありを世よめてこきあ
賀茂乃まつりかへさ乃ありさまなどいとおかしう
よこうおくさめらるれ 雲林抄 主殿允立金輪積芥女人若干 突とき
雲林抄 主殿允立金輪積芥女人若干 突とき

うころよかぐら乃笛ふきおもしろふ
次すの心ろよ音の壱しいとあそれなくおく
雲林抄 主殿允立金輪積芥女人若干 突とき
もしろくさむくはらくおいてうちうちきぬともいとの
めふ雨ふりうるおひのあるもおかしくまた乃お
のことをもめてとびきこうろ乃心よけさなと
こうろいみじくそれ里あるとき
うるよあうなどは清やかうろまで切てそうろ乃をなをし
賀茂ふそし
おうきあるう木乃もとを小車にそれ
神楽とそれをとくし
ちひきて火乃うけよをんひのをきぬ乃はやを
賀茂の祭
ひろふういこよるおくやよさうろ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

あとをつゝしつゝこゑあはせてまふどもいとおゝき
よろづのかみがうをとあをぎ乃ゑことあをぎいろい
ろことうけ神をうれしとおぼしめすらし
前書にかつぐら乃ほうくらむうしや南条より迎立おくて於弐神よみをし
雲客扨よりを（衍カ）
ちく乃おのこ雲岡扨神楽裏書に歌（カミ）韓神（カラカミ）
時人長立て舞次に勧盃次人長進召戈男公事相
原もからうみをそ又すゝて戈の男めすこと
人もれ舞人陪従をも乃もし次第に云舞人陪

従皆起座（ス）随人長仰（オホセ）に皆次第に着座（ス）
うぐわうをそふあうねい墨人ハ沸手の戈
をどりねハ仕舞人などの大路をわたるを見
て狩あそび於弐まで乃てゝ江次第十に於弐院叶条社
れやうまをして江次第に仕舞人をと若名
以戈委仕舞人をと若名して垣下（カキモト）面上人おか
れて勧盃あり仕ひ宣命をよこ法ラを引
次よあつまあそひあり次よ舞次よ馬を馳（ハセ）（衍カ）
同し抜書紙の内よやうくのことうくはもてくれ
こうくとはもてくれ

永暦ハ二条院年号ニ永暦二年九四改元ノ應保元年ニ十一月ニ永暦二年トアルヘキ不宜

山槐記曰永暦二年十一月賀茂臨時祭之例宣命於殿上及参向之則召祭使被下之作法ニ右大臣ノ上卿ニ出居童ら以本書ノ如之

是年通定宝ノ日記ノ中ニアリ

●北祭　祭ハ十一月賀茂臨時祭ヲ云　或ハ夏ノ祭ヲ云ト云説南祭ハ八幡三月ノ臨時祭ヲ云　モアリ非歟

藻塩草云北祭かも南祭男山ニ云

宗祇帚木の別勘云臨時祭とハ小祭の事ニ十月

南祭乃事

公事根源石清水臨時祭三月中午日南祭ハ御ま

二条流ニ

うらなひおろしからもゝろくをえてうらなふ

つゝこうロおしなれをとうふ法ゆへきこし

やすくあすくうらなひてまいせんなどおふせら

るゝやうなるやうにさうらいうよとてさうらん

ちとやすうらなふこと乃法ゆへをわされ

ゆへをせさせのゝとあつまりうらなひやまでひ一うらいふ

らびうらなひやうし一うらなふ乃事

前書ニ南祭よむうし一ハ還立ハおうし一と近代

をこおなまし一仁法有ゆへよ伝ふハ此時より乃

るまや

園大暦 萌黄匹 文和四年十二月十九日天晴四位少納言
長綱朝臣来招入堂中語之談世事及次為園白
俊而大納言傳奏談奏告文事宿沙汰仲房卿
執筆面々可存知旨奥行之左神祇事之
比之右沙汰之若改道可有事歟 下略
廿日天晴時々雨下略文書大納言為署之由語之
維文和四年歳次乙未十二月己丑朔廿八日辛未吉
良辰敬白
賀茂大神宮八幡大菩薩 賀茂太神 於奉始天惣志天波

二十二社於奉驚天禁褰傳參評儀小臣亦恐姜
恐蓑毛申賜波久申久一日万機之政二帝三王之道
偏思無邪而豈不歸正心乎方今上闢聖明奄拱
之化下端克己復礼之誠斯以議奏革政道得
失耳目之所觸獻諫言天勿存私礼數參之仁
評談之儔誰許乃奉行理非乃評判無憚権勢
具無軽賤貧久不致擁怠壽不存偏頗須速任
道理天可達朝議奈利又為許論人物不論大
尋利不謂軽重須一切禁止之天不可受賄賂須
縱自身不受止毛妻子僕從之中示毛知而不可
令犯之須廟而尋可令之誠之志此亦旨聊毛今
透越者小臣亦之身尓神習於可當給志但
愚昧之性不祈理致短亀之質若死數念
者神毛宥之多未比意毛克之多未比禱示無
私照察宜爲志恐姜毛申賜波久止申
権中納言従三位藤原朝臣仲房
正三位藤原朝臣長
従二位菅原朝臣宣明
正二位行権大納言藤原朝臣実友
正二位行権大納言菅原朝臣長

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

正二位藤原朝臣經顯
告文幾事乎宮内卿従三位藤原朝臣經顯
各迯署之

櫻陰腐談巻第二曰客曰本朝祈禱原始従何世
起答曰由来寔尚矣蒼頡記曰天照太神入天窟
時天太玉命天兒屋命共致其祈禱
儒教亦有祈禱知儀禮士喪禮及論語述而篇

●貴布祢奉納
後花園院
嘉吉元年被奉御馬於貴布祢社
右之祝文在本家 宛不貴布祢御師

●霊験

古今著聞集曰前摂津守橘以政朝臣わらく
より旁茂よりうやまはるるよし白不の聖よし
うなて宮ひろて申文を幸て御戸開の取
まいりて伺となす願書のまて社司を
からひて御宝殿をあけしめ給ひけり
まいりてをねて大明神の
ホ計よりをまいらせんとて申文をこめもちな
社司氏人
神主百度
とと被露ものれい社司氏人市当社のふう
くなるもぬへしとて神を一日より百度をな

仆まるはだしにて罷ゆきされまゐり

・怪異

寛文十三癸丑年 九月廿一日改元為延宝元 正月賀茂社供変赤
五月五日賀茂社鳴動 同月八日貴布祢社鳴動
同夜 禁中仙洞 新院炎上 餘炎及民家五千
餘軒 九月廿一日改元

・裾 〔裾〕 腰衣拾要抄云 近衛上下ノ別ニ切テ用ル下
重ノ下ヲ称ス裾ノ意ナリ 天子御下襲上下ノ別ニ在
事不審然昔ハ上下續(ツヅケ)タルヲ著用ス然則煩イア
ルニヨリテ切(キリ)離テ著之仍テ一ツトシテ下重ニ稽ル意ナ
ル長ク代ノ制符不同也近代大臣一丈四五尺大納言
一丈三尺中納言一丈二尺參議八尺四位七尺放近代
寸法ノ辨ヘ名人ナシ只以長為先且又隨人高下可
有斟酌裏長短也 後堀川院ノ御時寸法定ラルト
イヘ共不拘(カヽワラ)制法欤

續日本後紀卷第七仁明天皇 承和五年三月乙丑散
位從四位下池田朝臣春野卒 春野者天應以往之人
也云々 天長四年叙正五位上 叙掃部頭六年正月授
從四位下 春野宿祢能説故実 可採容 此十年冬時
有大嘗會事 天皇欲依 儀式 幸賀茂河 春野以
掃部頭奉 勾當 簿陣 看諸大夫 所着當色其裾曳
地大咲曰 是豈掌之裝束 非 神事之古體 便指自
所着為古體之證 其裾離地差高而褄襴露見矣
諸大夫皆驚云々 之儀制應与 唐同 後代當效之 春
野衣冠古様身長六尺餘 稠人之中 揚鳥而立 會
集衆人莫不 駐眼 皤々国老如此者今則不見 卒時年
八十二

・襴 和名抄云 襴唐韻云 衫襴 音蘭俗云 衫欄
圖彙云 襴今按衣下横幅也

・束帯 祠官神事之節着之
凡人亦代官之時着用常事也 代官 階下
非代官而着用者陰陽大夫 迂宮之時着束帯 延宝七年着之
淨衣 神社奉詣之時着用常事之事也
源通親 高倉院 巖嶋御幸 道乃記云 とうの
治承二年 よりなるもぬ 春 れ そ

上達部
殿上人
浄衣

ともえたくそうそうのおとうさをおもいはらのれきなあるべしなどゆめのうきそうことをもかきのれいにのあるやまえよくらるのゆつなきとていてさをもあまつかたもたくなり上人
ほうもんわこ一本
ていまうられ一本
廿一日
安藝宝むま馬といふことをきたるれいにのあるべしなうしはめてかゝる我あらい身をきよむる云

紡浄衣
布浄衣

しほちうなるまをめとときよとさ心我おこせ
求六日更衣衣しきうちかみて神のみてう
をよろこをもをやとめえみをうて
日さういたうをよいくさをもふむまの時よ文
鴻よつをもれ中男垣うをはしよをん
着くをそ一生うはゆ衣なをてきぬ乃
給法浄衣
ていしやうえめていくさをもれ本七日供御ゐれ
てめうへ浄衣ていしやうへとそうあらまい
布浄衣
らをめよをふぬの布浄衣
布衣 狩衣 浄衣等亦称之布衣 今俗青侍

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

著用之服号布衣(ト)本貫之狩衣也
西宮抄云布衣太上天皇已下随便服用無限
装束抬要抄云布狩衣ハ極熱之比勿論其後依時
依(ニ)人欤
・剌賀
同抬要抄云奴袴(ヌカハ)尋常衣冠又直衣ノ時皆ヲ着ス
指貫ヒ称スト云ヘリ
・褌(チヤ)忌子八乙女等神事ヲ勤之時着之仁社家妻
室ヲ社之時本義着之元服以前童躰人皆ヲ
・長絹(チヤウケン)装束抬要抄云

用二九菊トヂトテ黒キ房アリ地ハ生(スヽシ)ニテモ紗ニテモ色ハ白ニ
・黄衣園太暦記文和二年三十八記弁主雑久状云
神供伝進當番神人脱黄衣於門前入服家之
後用行水参社以者先知之云ヘリ
台記春日詣行列ニ神人黄衣ト見立童而已歩ス
・大帷(オホカタビラ)
清茂按今社家常ニ着ル大帷皆白ヒ是則暑
用ノ時ノ下ニ大帷ハカリニテ装束ヲ略セル躰ヒ江ニ
ヘケレヒ月三立工ヘニ皆白キヲ用ヒ用二九ム老者ハ白ヲ用ヘ
・素襖(スハウ)松永弾正素襖の神哉去ル老ノ時の

人これをうひ云ひ
笏 下学集云笏手板也
記笏ニ以備忽忘之病也
續日本紀 五十 桓武天皇天應元年四月戊申令賀茂
神二社祢宜祝等始把笏 伊勢ニテハ十四年 又見類聚
朋衣 和名抄云内衣 論語注云明衣以布為沐
浴衣也

清茂薨嗣義朝臣ノ許ニテ御即位ノ帽額ノ獣形ノ圖
ヲ見ルニ 文安比ノ獣形ニ名書付有之 後借用ノ方ニ寫當ル
琴王俊 形如虎
鳥龍 似騏驎
建礼師子 似獏ニ
馬龍 似馬
叶後ノ獣形ニ言付無之

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

△神寶

木綿手纏（ユフタスキ）　字彙曰纏用纏非也

中臣祓瑞穗抄云上古ヨリ木綿（ユフ）ト云ハ楮（カヂ）ノ皮也紙ニスル木也云々上ト略ス

神代巻云以蔭縵為手纏

清茂按木棉手纏ト云名目日本紀等ニ不見手纏ニハ以蔭縵為手纏トアリ又時用之神代巻ニミユル事モ日神窟ニコモラセ玉フ時諸神宮戸ノ前ニテ所作ル時用ラルヽ也簪疏ニハタスキニテヅノ附テ木綿手纏ト云是則釈氏ニテ袈裟也也山伏ノ子ヽ袈裟モ是也トアリ又詞林三知抄ニハユフタスキハシメノ事トイヘリユフモシメモ清ノ物ニ故ニ今様タスキヲカケテ清トシ又ワサワルすハ是ヲ結ンテ手纏トスル之浄衣ハ清浄ノ衣也然ルニ其上ニ又ユフタスキヲカケテ重復不可然トアリ又人アレト冠烏帽子ナトニ袈裟ヲカケス皆是キヨメンスルヿ也四月祭ノ祝詞ニモヲク山ノ谷（ヤツ）ノサカキヲアフヒ市カケカツラノ市カケヲモテキヨメカサリテトアリ後撰ノ四ニ賀茂祭ノ日見侍ケル女ノ車ニいひ入テ行くらやそうち河のむすびてふ名を

ゆるたすけてゝくれるあこ人ありとも
なおもそをせいよ

・未願（マツカウ）

賀茂祭ニ一ツコウト云四月祭ノ時走馬来尻吉来用之以葛藤結」願也

壇祝詞文云ひたいなりて

薄暮ノ云 上男 教長云あすの山井あをそして
此神系の意矣まこと社法社乃祭もなる
察のかたなりけれ人へうらゆおとゝあをひいい

ぶうぶうぶう

當日上卿尚挿左方其納言者用櫻花參議者山菅皆挿右方主非參議弁以下中將ノ參ノ試樂ニ遅參ノ者以時花挿巾ノ後ニ臨時參侍藤花挿左方中也

舞人櫻花挿右方試樂ノ日挿ス小竹陰ニ山菅近衛使次將無挿頭四月祭時近以桂為挿頭

十訓抄云一条院御位時実方中將ノ參ノ試樂ニ遅參リテカサシノ花ヲ給ハリケルニ依テ舞人ニカサシナリテハトテ行臺ノ下ヨリテ呉竹ノ枝ヲ折テサシタリケル日生度ヨシ人ニホメアヒタリ此ヨリ後試樂ノカサシニハ竹ノ枝ヲサストソ

巻數

今世有枝巻數有餝巻數枝巻數付之梅條餝巻數入筥以注連縄餝之也其品見圖

清茂按以枝巻數可為古義矣正暦之比枝巻數之事見枕草紙

枕草紙云為(誠)ゝ(誠)三年二月之事也

ぬきなどしてあれたるをおかしけむ世のはて(禁中)やけ(一条院乃古乳母の中ハ拾遺)すく(國歟院なる仕人)院のくらや花の衣ぬぎなどいひけむ日(春三位乃つぼね)

なほ三位の君(権の掾の名)ゆるされ(部屋をもあけぬと)いつ

あるにそこれをなんといひけれ(三位の方北女房)ども

ろきにて父をばそこれをなんといひけれ(三位の方北女房)ども

こよりぞ(清志とぞ)あすれば(清志とぞ)ありなむ

いらぬぶことて志もいかそうる志とみ乃かをずうとう
ふれてさ(為三位の女房の初し)ゑ(なげーの上などよう)きうせさそてまつうずおいみのれ
ばええずとてかみよはいさうしてをきいうるをはとめ
くゑ(為三位し)ひうるいうこそ(くえじる寄)志救とこひくふ(寄とい志らて初会の客救とうふ)
なけくれバそうみいろとふ志さうのありごくた(夏を肥こあつきる)
るとあやしととえそあけをはとめ(一条院の御うた)
乃ふこーしげるうがふふく(せのひーし)
(一条院の御うた)これをぞふくいことおりふよ初よい
葵がくや志つる志の志ゑ乃ふ他
とかきうり下異

葵

駿府政事録巻四云慶長十九年四月十三日賀茂
社人例年葵并沖札献之
日本釈名云葵(アフヒ)乃ふ名あふぐ(ぎ)い日心日をあふぐ(ぎ)葵い日ふもの乃うり

葵桂

隆(隆)成記 應永廿三年四月十七日辛巳天晴賀茂師
倫(脩)平持来葵 十八日壬午雨鴨社前祝持来桂
葵 葵入折(ら不)横居 廿日甲申天陰賀茂社送葵
桂 葵桂木居副桂入折 社司着布衣持来之
横居生高坏二本

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

日吉
桂ノ下

耀天記云第二祢宜従六位上安國康保二年正月廿
二日任祝部時大宮南門楼前有大槁(タカツキ)依先例祭祠
日取件桂令持不部春連(ハルツラ)献松尾社司彼社献鴨社
往昔例如此雖然件木顛倒之後絶畢此事祢宜
安國(カ)時ニテ不絶云々以上如古本
写之

私云祭四月中酉也昔有神夢人懸
葵蔓花鬘先一日賀茂松尾社司献葵花鬘此
祭如于欽明帝之時
于今不絶云々卯月の初申の日比叡乃まつり其日

乃えあ毛ゐれゐあひを日吉毛遅毛於不桂乃
枝礼まいり多利ゐ葵と桂とゐ飾うらかくやゐ
よひえのまつり奈利のらしゐ桂そまいつをぬなよ
飾つつらけぬ時ハ片うつとい天ハ人ゐあ毛
かりら我かくゐまゐ多法乃具ま加ゐとみくう
久とゐ篇のこゐあひ毛ありきゐみゐ
ますさゐへてまつり

今度御祭御葵桂指上ル仕丁御清ノ後ニ尋ヲ
中上ル覚

一御葵桂者服忌之憚ニ而御座候ハヽ
二ヶ年ニ定ル出掛ニ成事
一前日より出浄めニ及ニ而ハ頂戴之当日ニ成ル水
頂戴ニ罷出ル事無之候ハヽ
ニ而ハ不苦事
一ハ女中様方月水七日ニ内ニ
帰ル故ニ延引ニ候ハヽ但七日目ニ
ハ不苦事
一ハ参詣ニ而膿血出ル類者当日ニ
ニ而も無之候事
一服ニ人ニ而ハ不苦事

一猪鹿六畜四足ニ類者食ニ有之ニ而ハ
人ニ十日ニ而ハ不苦ニ船ニ乗ニ而ハ
ニ而ハ不苦事
一魚鳥五辛ニ類ハ食ニ有之ニ而ハ
頂戴ニ罷出ル事不苦ニ但十日ニ
一公方様ハ女中様方ハ浄めニ
出ル事ニ而ハ不苦事

二月廿二日　上

今度ハ参詣之御葵桂ハ頂戴ニ罷出ル日相違
ニ而上ル

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一 忌服日ハ除ク
一 此精進日ハ不苦ト雖モ但正当忘者ハ慎テ近
　寄事
一 此頃蔵ス男女何モ不苦ト雖モ但社ニ参ル何レ
　日ヲ用ヒ等ニ於テハ蔵ス時刻ヲ計テ参ル不苦
　ト云事
公方様
御葬礼
桂昌院様
姫君様
御葬礼

右ノ分一巻ニ書ス此書ハ当家ニ伝ル所ノ清書ヲ校スルニ
元禄年中ニ写シ祭ハ再興ノ節ノ写ト見エテ文字ノ誤リ多シ
蘰（ヒカゲカヅラ）髪　一名下苔（サカリゴケ）一書ニ日蔭蔓（ヒカゲノカヅラ）ト云ハ白糸ヲ
装束拾要抄云日蔭蔓（ヒカゲカヅラ）糸ヲ以テ云々組立一丈二尺許ニテ
アゲヲキシテ左右ニ八ノ助或ハ十二節　細図組或分組
ナト冠ノ左右ノ角ニマトヒテ垂レ支アリ是ハ蘰ト云草ヲハ
日蔭草ト云神代ニ此草ヲカヅラニ仕テ垂レ支日本紀ニ
見タリ下苔（サカリゴケ）ト云物ニ草ナトハ清浄ナル事ヲ神事
ノ務ニ用ル心地通方卿曰平治秘訣曰日蔭蔓結ニ

冠中子　結目在纓上細用青糸又以白糸結之圓組白組若少
小枝品ニ有之ニ用生蔓也
人或用紅梅又白桐交又
用萠木ニ今度不見　以細糸付蔓也冠上結前方
二筋後方二筋名也今度嘉禰大嘗會通成朝
臣用青緑日蔭寛基卿曰左有其證ニ
・敬中帛（ミテクラニ）

和事始云天照大神天太玉神請方乃神を幸（ヒキ）く幣
帛を捧らーむ（紀事）ニ見ヘ始なり
・葉椀（クホテ）　和名抄云葉椀
一ニ窪手

哥林良木抄云神祭よふくをおてひらてとて柏葉に
てさゝて飯菜を入

・葉手（ヒラテ）　一ニ枚手（ヒラテ）

神武紀作葉盤八枚盛食物含之（エヒラ）葉盤此云（ヲハ）
（此ヨミ）（ヒラカシキ）

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

群記類鑑抄出

下

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

群記類鈔抄出下

目錄

齋院
雜
雜載
社家
神樂
下社

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

群記類鑑抄出下

〔齋院〕

〔斎院いたゝきの宮　藻塩草巻十五云斎宮同然な
六百番歌合よいさの宮と
判云いさの池といよますを傍人難す
多〕殊よいさの宮共ひまり又云
かものいつき
六百番歌合　右　賀茂祭
むらさめのふりけるよ初もみぢ
もの川の勢
信定（お大伝云並円

左方中云右京条乃心ろうそや又斎宮とハ斎
云をそや中せ斎院をいハ
ハ一ツ考ふるいふ判云院と
斎よいふ院とハ中へき社
敦とをり云と中さふ不及新心得ら実方朝臣
斎ふも斎の文乃族称よ
雲林院ふそ世結ふ
ふけるよいかきの
帝王編年記云弘仁九年戊戌五月以皇女有智
子内親王始置賀茂齋院元皇与奈良帝不

状之時御願也　類聚国史同之

・斎院主典義継

山槐記永暦二年四月一日癸卯散位従五位下賀茂
県主義継迷望斎院主典

清茂考系図云岡祝成遠之四男教継系譜云
斎院主典高主典下云云と盖同人ゟ

齋院月事之時過七日之後奈宮或三日之後奈宮
先例有說下云云

・齋宮齋院服紀令

按斎宮斎院本說乃服ハ
ハのごにく祖父母及兄

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

第乃忌服おもて一まさう次日を以て月まかるの
先例なり

神宮雑事記云後冷泉院天喜二年七月日齋内
親王乃御内減伯父前式部卿入道宮入滅給已ら畢
諒内親王乃神院皆是以日易月例ニ云々今依此例
天八月御禊九月御祭尓奈宮給已ら同五年九月
抑齋王御外戚伯母以去八月下旬入滅已ら仍八月御
禊波九月四日於南門被奉仕已ら御祭宮之條者祭
主可定申之旨従関白殿被仰下之日齋宮齋院者如
此儀親乃御忌服之條以日易月乃例也者任先例可
令奈宮給之由進上請文ら仍以件請文所令進於齋宮
御也因之豊受太神宮仁御奈宮如恒又太神宮御迁
宮之勤如恒同御宇康平六年五月廿六日齋内親王
御字修(如本不審)学院阿闍梨入滅ら然而齋宮齋院祖父
母及兄弟能忌服不御坐之例也以日易月之前例
所謂服五月者五日服三月者三日服一月者一日畏(不審)
例之例也仍真間御直殿尓御坐天内膳炊部司等
乃御膳物波不供奉只進物所料御飯御菜等進
ら但本服五月也仍五箇日所下坐也同六月祭使
神祇少祐補長奈下部内親王奈宮ら但去晦日御禊

者以今月十日奉仕天令供奉給也依以日易月之例也

清茂按するに詠吉詠院乃ち
父母喪退出すること例なり
然るに今月日を以て
されど詠吉も孝親のふくおれいつま
を忘そうもあらず今
孝親のふくおその職を辞するのと
ふくおいその職を辞すること
をとり行いもう事こふく
てくさる事なく詠院なる同一そいやうに
称詠院禧子内記とよひ
ますうなやこうして長兼二年十月十日仕え二年十二
まて喪さを終ふ当今崇徳院乃ち妹よおとまします
あるはふくたてまつりしうみと日の数を月なみ
のかそうよせたまふるれい三日のふくととき
こけるて一続世絶の束六
禧子乃侍よ志ぬ

・詠吉孝親の服すて退
嬰子内記も伝母喪退出委令
出ぬるの侍よ志ぬ
・詠院依父母之喪退出
ふるのまいあるうへ
・詠院依父母之喪退出之例而是之分

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

敦子 依父喪退出 恭子 依母喪退出 部子 依父喪退出
尊子 依母喪退出 馨子 依父喪退出 佳子 依父喪退出
詩子 依母喪退出

右何も真偽を委くさとる事ハ不出来候へ共
藻塩草云人皆女帝なるものと思つゝ不出来候へ
本朝神社考曰平城嵯峨帝皇子争帝位時嵯峨帝
為祈願以皇女有智子内親王始立齋院至土御
門院元久元年三十四代齋院断絶
今按自有智子至礼子三十五代也 詮進雑記説三十五代
花鳥餘情云賀茂齋院卜定あり
て後東川宮
初斎院
ひく御禊(ミソキ)乃事ありてすくよ初斎院へ入給ふ
斎院と八大内の中大膳職或ハ左近衛なんとを點
して造営して三年潔斎の事あり其年乃
四月に御社へ参給ふて祭の前ハ吉日を卜ら
て又御禊乃事あり則
祭日を二度のくらへとよ
賀茂の祭乃事ハ委くハ
あや
神道名目類聚抄云 齋宮(サイクウ イツキノミヤ)トハ天皇即位し給へハ
内親王乃いまゝ嫁し給ハさるを卜らひて伊勢

大神宮ヨリ奉ラレ給フ内親王ハ
ハ世次ヨリテ諸王乃女(ムスメ)ヲ簡(エラビ)ト定ラレ斎王ヨ
立給フ是神宮ヲ崇敬(アガメ)マシマスノ初ナリ人
皇十代崇神天皇乃代宇天照大神ヲ大和國笠(カサ)
縫(ヌイ)郷ヨリウツシ祭給フ此時皇女(ヒメミコ)豊鋤入姫(トヨスキイリヒメノミコト)命ヲ以
祭リ給フ多ノ年ヲ経テ後垂仁天皇ノ皇女倭姫命
豊鋤入姫命ヨリ受ケ給ヒ天照大神ヲ伊勢國
五十鈴川上ヨリ遷(ウツ)シ奉ラレ豊鋤入姫命ヲ
以テ斎王ノ始メトス土御門院乃内宇美元
二年後鳥羽院乃皇女肅子内親王立給ヒテ

其後断絶ス又ハ後宇多院ノ皇女尊子(シャウ)内親王
ヨリ又断絶スト云 斎院トハ天皇即位一代
ノ皇女ヲ云ク鴨大神宮乃斎院ヲ定メ其ヲ
定ムルヲ上ノヲト 伊勢ノヲ斎宮鴨ノヲ
斎院ト号ス人皇五十二代嵯峨天皇弘仁(クニン)年
有智内親王ヨリ始リ土御門院乃内宇美元
二年後鳥羽院ノ皇女禮子内親王立給ヒシ
ヨリ断絶ス

[年中行事秘書云四月中己日定齋院垣下事
中午日賀茂齋王禊事 中卯日有點地事

今朝覧齋王以下料牛并亦前駈等
若翔日當日禊祭用下午酉
寛平卿云齋院者種々雜物或例雖異用
途不乏十分之一持加相勞不可忘之大異仰菅
原朝臣孝長朝臣畢可令彼両人検校之
中臣日齋王雖怪服准齋宮例奉祭延喜九年

齋院式云
凡齋王每年四月中酉日奉二下上両社一祭 先奉下社
次奉上社
勅使内藏寮五位已上官一人近衛府馬寮五位已上官
各一人左馬十二騎中宮東宮侠五位已上官各一人内侍
并二命婦一蔵人闈司各一人中宮命婦蔵人各一人
下上両社幣帛料
五色絶各四丈 二疋別一丈
三尺三寸三分
右院司就二内藏寮一請之
相嘗祭 若七月以前定二齋王一者當年
祭之八月以後者待二明年一祭
神座二前 下上両社料
南面東上
右每年十一月上卯日鶏鳴齋王潔齋遥拜奉
幣於二神社一夕時設二上件神座於齋殿上座別一設
齋王供奉座祭之
凡齋王奉下上両社祭一祭日入夜山城國儲松明榑

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

若目入祇兼其名簿前一日進官
凡院裏官舎木工寮修理之日院司臨監若不滿十
年二今致破損者司官五位已上奪位禄六位已下奪
季禄
式部式曰尚院司史生三人司掌二人使部六人
・奉齋女社伊勢賀茂之外春日大原野社也
三代實録巻第十三清和天皇貞觀八年十二月壬申
朔丙申詔以藤原朝臣須惠子為春日并大
原野神齋
此余同記両度之例皆藤氏之女也　今私畧ス

今昔物語云一條院天皇御代九月中ノ十日ノ夜雲林
院ノ不斷念佛雲林院ニ行テ返ケルニ齋院ノ東門ノ
細目ニ開タリケレハ此ノ次テニ院ノ内窺ニ見ントテ入又御
前ノ前栽心ニ任テ高ク生繁リタリ露ハ月ノ光ニ被
照テキラメキ渡タリ虫ノ音ハ様々ニ聞ユ遣水音
イトヤカニ流タリ船岳下ノ風涼氷ヤカニ吹ニ

・野宮

賀茂社記云凡祥王乃時より三年のつゝしみを始
部のうちにあるとき其父いく神事あり先ヲ原へ

神名帳頭書云黒木魯布岳　齋垂の里云々
云皮牟の木をいふ　是を造る賀茂素戔嗚か
さらばうの類なり故に黒木のうら岳と云ふ

・有栖川

本朝諸社一覧云里云近きやうより川を有栖川
とそ心得名二所ある
（千載）ちとせ振舞の云の有栖川松と（三度京極殊下
（末木）吾よ守れ云の有栖川たゝ（ほ京極
右紫雲の里を正しき有栖川なり
一葉抄に伊勢の斎王の里云の里云ふうれ有栖川

あるこそ法無垢よ今
たちしける方梅川乃
太治乃方梅川な
袖中抄云歌昭云あるを
本院乃かくよある小川こ
狭衣よ源氏の玄琴絃
まへなるる川をあ
とのもちなるれ
あとしらすや 原
家集 少将行幸 本院のきさ
幸にさくいつき乃こやの方梅川幸
下照
下照
新植

八雲御抄云有梅川 斉院御所
●神館 上社神館者在御生所壇至今其地号之神館
下社亦有神館左不考思下
賀茂社記云昔宮くく一年ゆきよまりてく
次のとしまいはのよれ出ありてく祓
う祓ずすくまかる茂乃神敏よりを給
下社神敏之
文治元年十月十八日後白河院賀茂御幸記 下社祠官記敏
下社之儀
云舞樂之時周防入道能蓮申送云中門御所御入御事
不定歟若御菓子如被儲者神館御所仁可被送進
歟仍御棚已下御スヒツ御
又云次還幸神館御所道乃奏哥笛

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

明月記云建永二年四月十七日賀茂祭 近衛使出慢門
乗飯車参神館
・下社神殿ニ
花鳥錦情云神館ニて
といふことありといへり
績日本後紀巻第一仁明紀天長十年三月壬辰是
日授三品有智子内親王二品
・薨歳
続本朝往生伝云有智内親王弘仁元年始立之為賀茂
天皇御女也天皇太后嵯峨帝と申よからぬ
ゆへ始て賀茂の神垣を立らる淳和の時天長
八年より病ありて有りさせ給ふ此宮の
なんとまうして詣でを絶ふ
三代実録第六元慶三年十月丁亥朔五日辛
卯一品伐子内親王薨ス
同書九同五年四月戊寅朔廿日丁酉賀茂祭内蔵
権頭従五位上兼行讃岐介良岑朝臣最直奉使
祝詞向社宣旨其祝詞尾曰辞別申久前年ニ進礼
・敦子内親王
・斎王波宜薨ニ遭太皇ノ忌ニ依天退出志女
天乃後占定天進ル其間波皇カ哉朝廷ノ平ケ安
良介幸賜ヒ護賜倍申賜波止申
・恭子内親王
西宮記云延喜十五年斎王依月事不参祭ス

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

・選子内親王　大斎院

源氏抄云円融院　花山　一條　三條　後一條　五代斎院

五十七年号大斎院（選子）ニ

日本記略云長元八年乙亥六月廿二日甲戌前斎

院一品選子内親王薨

枕草紙云（枕草子）うへ（后宮の方）ぬ（ね）しとそ（ぞ）おもふ（ほゆる）

（よりけり）ぞ（ぞ）のうち（うち）ひのおさ（おさ）なものゆ（ゆ）へ（え）

なうとのみきぬ（ね）神のう（よ）

（そ）よはけ（ふけ）うるををきそ（ぞ）わ（わ）

（ける）いつこ（こ）れ（れ）ぶ（ぞ）と（と）こ（こ）い（ひ）

（六位祝緑ヨキニトリハ柚ノハノ色ニ似タリ管見記ニモアリ）

（選子）詩（枕草子）より（は）文（ふみ）うへ（ふ）ぬ（ね）

（伝の長し年労ある心地）

（柚染の衣の宿直姿）

（后宮の方）

文（ふみ）あ（あ）をきかた（かたち）れ（れ）

（后宮の方）

（侍従の君）

（后宮の方）

（侍従の心）

（后宮の方）

（選子）詩（枕草子）

（后宮の方）

（后宮の方）

（后宮の方

桃華御記
梅の表の白
裏萼芳
十二月ヨリ
正月ニ至ル

（以下、和歌）

湖月抄発端之中云此物語之発起明星云紫式部上東門院へ宮女として伺候の比上東門院（一條院后大詩院より選子内親王村上天皇十宮）へ参らるゝ事ありしかば彼院の御前にて人々に物語などせさせ給ひけるを聞おきて書出せるなるべしと云々

穀香子内親王

栄花物語殿上花見巻よ

十七ヶ歌ニ

長元四年十月ヨ詩院

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

庚申遊

廿日庚申なるよかんをもちめ、御上人まうであひ
さぶらひもふこころをれ人々しもありめのこ引
なくまうでくるなどありてひたすらに祷をぬさ
うもろの人いまうでくるなどいとしげし
禧子内親王
結世継第六之一品宮とてたゞ
玉とて誕生乃いつきよたゝ
こゝそほとなく出給ひしより長第二年
十月十日ゝ十二日のほどいつきもとをくおりさせたまふ

まさ本院さもはえたまはかく生させたまふ
事いとあさましきをりとうきこと給ふ廿七日
薨逝とてしより内裏よれ参まれ三日廃朝
とて御前のみさもお沙汰されなる事も一ゑ
きて参するをりを結らさうをみかと
のれいもうそおそ一ましたてまつ
てなとまり文もるきいけうなを忌ゐを
きこゝて年中行事の沙汰乃もとにそうた
くさの物どもをみてそ日乃数を月をみ乃か
もうなせさせたまふ事ゆ三日はあくとき

こゝ當はさるのひめ云はゝ前代とて恒久の
内親王とやうの
新古今 賀 齋院より給りけり時神さびて

わすれやあふひをまにもむすぶ神の
の賀の曙

・礼子内親王 注 此後断絶也 進離訖云 建暦二年九月廿八日奉幣あり、訖
院まうでさせ給ふ乃よ
私云 玉葉而記 建暦 九月五日 退出 同廿八日奉幣
自建暦二年至宝永七年四百九十九年〻

齋王一品之例

儀子内親王　選子内親王
禧子内親王

円准三宮之例

馨子内親王　篤子内親王
禎子内親王　禮子内親王

社家

續日本紀卅六光仁天皇宝龜十一年夏四月庚申山背國愛宕郡人正六位上鴨祢宜真髮部津守等一十人賜姓賀茂縣主

太田祝有久記云或人云賀茂縣主之祖神建角身命也祖神与男床之間有十二代云云

古語拾遺曰逮于神武天皇東征之年（ヒカシヲウチエフ）召賀茂縣主遠祖八咫烏者奉（テ）導（キ）宸駕（ミユキヲ）顯（アラハ）瑞兆（ミツノウラヘ）於菟田之穿（ウカチ）二云八咫烏引道之事詳見六巻（ヘシ）

寛文四年己前氏人申状依理運連連被補社職之節

氏人中依中間神文案
今度依社中之挙議申社職事
右當社之祠官有闕職時者於氏人中擇其仁体致
挙奏而令補任者既古今之社例也然今其木雖
擧揚當然之器量暫隨氏人中之挙議將補闕
分之社職而已此儀相叶神慮雖拜任其職向後
出銭出米諸役不洩氏人一同之衆議弥致水魚之
思不可令譜代職之志将亦官位共以不得氏人中之
挙議者不可申上仍右子孫也猶可守此旨者
也右之趣令違背者可蒙
罰

年月日

一社氏人中

氏人　社家　社人

於當社号氏人社家社人者在實之末葉賀茂氏
之人若其実雖非在実之末葉依勅有賜賀茂縣主姓人亦同凡号之矣氏人者真
義賀茂氏之人也假令如言藤原氏人橘氏人雖
生於賀茂神戸之人如青侍乃称神人等之役人已
下神民以賀茂氏不預位職之人不可称氏人之
号社家社人者社官家社官人之謂而一姓一列皆
當社太神宮之神罰討誠恐誠惶謹言

以表預社職之義之号也雖其目異所称更無分別也

神道名目類聚抄云氏人社職ニアツカラサル神宮ト云ヒ按義未得其正矣

社司

於當社号社司者在実之末葉賀茂氏人之中自被補社職之日称之社司ト云之時直号之氏人或社家或社人而獨不称社司之号豈重勅任所以分其号也

神道名目類聚抄云社司社家 神官之總號也但職ニアツカラサル神官ハ社司ト呼ヒ職ニアツカラサル社司ト呼幸ナレトモ是モ社法ニヨリテ事ナリ祠官社家ナトモ云ヒ神官ノ總号ナリ

當時ホ一職也上古時ハ氏神社祢宜祝有権職故ホ三職也寛文四年以後ホ一職定天和元年三月保可神主之時氏神権祢宜願之ヲ細見清令日記金顕ら訴之

台記久壽元年六月十九日丁酉頭光頼朝臣来曰賀茂祢宜重忠薦神主権祢宜家平博祢宜貴布祢宜助平博権祢宜氏人久教補貴布祢宜

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

清茂按近代正祢宜正祝なども書もる事実
よかなるさうしねもとのつうきうそも正禰正乃
字を書まきさしまて祢宜祝と書へきし
権もるりてい権祢宜権祝と書面きもう是
正官よ多川の義なもいや是ものもお御倫
の義なもを当社近代祢宜祝なのもやもれるう放よ
台詔の文よりていさうを断をもを
ものし又神そのみといへなまい社職よ
補をらもさるものい氏人と書もる事多明
久教い神を保久乃嫡男まて氏人より貴

布祢ご宮よ亜補―（云岡と考うよ
七月十五日当布祢ご宮より補す　平治元年
宮のこもご次古云岡よ一ぬご氏人より其の社
職よ補すと書詔をもを見て或人云賀茂
氏い時氏人し賀茂氏の外当社社職よ補せ
らるものなもうい氏人より書よ及
をすものとも云勿論賀茂氏い皆氏人
なもとも　勅任ね社職を主しその号を別
うんうもよ賀茂氏人の中社職よ補をらて
の日より二祝をよんてい社司と号しそのま

ら補をさしさるをいかゝ氏人とや
るのそ〳〵めく社職よ補をらる時を氏人より
と書をるし当とへ当者称を物平う権称
宮よ時するい氏人よ補をらるよ
これすてよ社司よ補をらて今将任乃人ものも
なり久教よをりて
もさるの人まて今をしめて当者称宮
よ直補をらるをもい氏人より補をらる
ものしおいとうをいく古当園の文を年
もる面きも

寛文四年於関東社司氏人訴論御裁判之時社司者
松下(神主)矩久梅辻起久衆維久三人也目安差上之氏人方下
野守氏寅季通三人保可若新補社司也三人氏人方
也寺社小奉行井上河内守加々爪甲斐守此両名也
月番井上殿依之社司等申條云社司若社家ト云
氏人若社家トハ不申各別ト筆也ト申氏人ヲハ社家
トハいはぬといふ季通返答云社家ト申ハ当
寺家ト申同前ニ社人之惣名ニ而氏人ト申ハ当原
之氏人構之氏人ヲ社家ト申候
こて候今ニ至氏人ト呼申当神主ト名別ニ氏

右見季通日記

註進雜記ニハ氏人百四十人社職ニ未補ハ賀茂氏
社司ノ子以下皆氏人ト称シ右百四十人之氏人ハ
年齢次第往来田ヲ営シ神事祭礼ノ神役等
社司ニ相次テ勤来ル神前乃結番昼夜怠
ラス勤中ハ此外幼年ヨリ社司ノ子以下無足ノ氏人
数多ト雖モ此氏人何モ位階五位ヨリ下ハ
ラヌハ当社初官ヨリ氏人ニ者ノ内或ハ
受領ホヲ兼官ニ任シ来例ニ宣等社記ヨリ分
明ニ其ヲ或ハ記ス賀茂日吉ノ社家ハ諸大夫ニ

なるハ各別下輩ト云ヘ共尤ニ物共神ヲ共外祝ト号ハ社官ヨリ賀茂氏ニ成ル物ヲ共社
官神主ヨリモ祝共呼ヒ官ヲ営ラヒ社司ト
呼ヒ号ヒ氏人ト呼ヒ俄ニ賀茂氏人ト号ヒ奉名ヲモ
不離ル此座ニ対シ或維父者ハ社司ニハ未但ル公ノ氏
人ト不ヒ何ト中ル哉先ヨリ社司ト一ノ子細ヲ之
候ヒ社司陳云氏人ハ氏人ヲ礼ト号ヒ別有ヒ候
ル奉行被仰ヒ否ヒ同姓者皆氏人ト云同社人
ハ皆社家也氏人之申分能々可ル尋ト也

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一列と云くて〻と書載さる
清茂按 或御記と云つゐに季通歟
遥院口訣抄云賀茂氏日吉社家之輩
一列也云〻遥院実隆公者近代職達之大臣也
仍為後証不見記之也
又按賀茂社家者其品秩侍也故禁秘抄も下
藺諸侍賀茂日吉社司等女也ト書疏了
抄も引載さ〻賀茂氏社家者童代之侍而侍之家
優者也故実隆も諸大夫之一列云〻
宝永元年代官仮之儀事 訴論之時社司方より

類鑑ニハ定久迂宮記トアリ森家記ト云

一社務経久(私ニ応六年)三月二日拝於朝帰料ニ米参中略
民人之差別居達之民人と中事言上之擾
神主経久嘉元三年御造営之記見タリ
浄社ニ〻いくらも給事
一乃雪船よりと加茂をのかり
う松を汲〻松門より上屋舎の間よりまいら
ときれ料ものくもてなさけ一献まいる間も社
司も列い重ねてさうな三物(うちあはび)氏人社司乃
居達いまつい重ねさうな二未い杉葉二種さ〻
下畧

太居達之氏人と中臣朝臣居達と小椋家九代子息
花族等を申すと云々

吾妻鏡保延七年六月廿日大史小槻宿禰伏申勅
安樂寺之事氏人之字多有不見云々

日本紀畧後一条院寛仁三年十一月八庚申平野春日
祭辨不參平野祭以氏人平理義為弁代

三代実録三十五陽成天皇元慶三年五月庚寅
朔十三日壬子伊勢國度會郡大神宮氏人神主姓
荒木田三字大神宮氏人有三神主姓荒木田神主
根木神主度會神主是也云々并四十六光孝天皇

元慶八年八月己丑朔十六日甲辰分遣大中臣氏人等
左右京五畿内七道諸國解除以十月可終大嘗
會也

神宮諸雜事記云後朱雀院長暦元年云々有
官散位氏人等件材木非例之由内奏　同三年
十二月十六日神祇大祐大中臣永輔蒙參主宣旨云
抑前參主無興被遷任若狹守之後有官散位氏人
競望如雲云々
後冷泉院治暦二年八月云々有官散位乃中臣氏人
等内々仁密奏云々

清茂按氏人云橘氏之人心不云社人

按有官散位氏人ト称大中臣氏人ヲ指メ云也

中臣祓踈穗抄 中臣氏人

外記重宴記云文安元年十一月二日癸酉晴梅宮祭也予先向皆明房 給弓詣申祖母御忌労及未時参社次行事所座申刻指次史永業参着須之左少弁 師能被参着直盃畢所労予史之下向着座今日依上卿不参弁被行事依先例氏人下総権守正遠大膳大夫以長朩工権助高信参入次第如恒云々

十六日丁亥向稚弁許依相引心明日大原野祭氏人并諸司事所被尋剋心

十七日戊子大原野祭也

辰刻出京午時参着云々着到殿座 上口西面弁外記史南面東上氏人北面東上云々次上卿已下起座御棚上卿六位列當東面

弁氏人ホ着庭中廊座 依雨儀敷廊内 于時雪大降

●在宴

扶桑畧記云 一條院

永延元年 丁亥三月十六日戊寅右大臣以下参仗座定申賀茂上社祢宜賀茂在実於社頭鳥居側掘往古銭七百八十二文献公家其文有三和銅開珎 万年通宝 神功開宝 吉神祇官陰陽寮令占卜之可鋳通用否事又令下諸道勘申之

続日本紀称徳天皇天平神護元年九月丁酉更
鋳新銭文曰神功開宝与前新銭並行於世
・童助女二人（白川院女房　宇治のうぢ）上裏
續世継云宇治のうぢ殿乃篇かゝの女御と世
にいひてうるはしきいはひをとてあれたるとは
よはきまゝに歟こゝろ荒かりけるにや
その法ちさ童助うむすめもにく女房よ酒
うるうるの法免ちうるをとを　下裏
・成忠　成民
中右記云　堀河院　嘉保二年四月十五日庚辰賀茂行
幸社司勧賞神主以下社司九人勧賞之内貴布祢
宣従五位下賀茂縣主成忠同祝従五位下賀茂縣主
成民加一階
童邦　道久等之事
天正五年二月
白卜沸手代會禮合坪合事
正祝童邦
神主正四位下道久
右山本花孫与民純家に育之
・國久

國大曆目録曰延文二年五月十六日賀茂神主
國久事
・吉元平
吉平自筆ノ氏一流之系圖在氏純家真端書曰
をろかなるこゝろもちひく系乃わろ名を志る
人をしてなおもふ 吉信下吉平七十才書之
・成房
台記久壽元年六月十七日已亥賀茂若宮祢宜成
房傳片岡祢宜依余奏請也
・能久 一作義久

私云下社家與上社家縁組有之事

義久兵乱之時能久祐綱上京方ヲ仕関東敵對之
咎ニヨリ義久三年九月能久鎮西ヘ流罪中一年ヲ
テ貞應二年六月十日配所ニテ死 祐綱ハ甲斐
國ヘ流罪後被召返社家相續下鴨泉亭先祖ノ
能久ノ事吾妻鑑ニモ見ヘ梨木祐之家記ニモアリ
下鴨社家記云義久三年東武襲于宇治祐綱
與賀茂義久共属官軍為卒將以戰於宇治為
其旗文書以神號也遂其軍敗而祐綱尤迂甲
斐又義久尤迂鎮西也嘉祿中祐綱遂歸在郷也
祐綱祐兼 按系図非長子二男也 母賀茂保久女而義久乃保久

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

子也

清茂按祐綱今河合祢宜祐意先祖也云々且此記所
記之旗文之写鴨社家傳関在上社之由云々又
義久者松下先祖也當社系圖諸記皆以作能久
古系曰能久兼久三年流罪負應二年六月十日
卒年五十三云々祐綱嘉禄中物在仁由是観
之則能久於鎮西卒歟
或云松下矩久常談云能久戦于淀時旗文用三社
之神号本宮作岡木船云々家記所見如此乎但只傳来
乎未知其実矣

朋惠傳記云建保六年戊寅秋歸諠譯(カヘヒスシ)事有之依之梅尾
より賀茂神山に移り移小塔尾麓四丈四方の庵室を結
云経藏一宇を立て神主祭久施与(ヒ)之奉(ル)是轉住給(フ)
事也或人許より梅尾を住給小事なと勸め訪ひ
きり一かな

浮雲不定なる物なれとも猶うつらぬ
此處をそ佛光山と名つけ給ふ愛に一年計り梅尾
て同法達と苔の莚を又梅尾へ移り給ふ義久三年
辛巳秋の比後高倉法皇、院宣に依て又賀茂佛光山
へ移住一華嚴信種義一巻撰之即信光表相を

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

題一一乗圓信の行を立い
●久平氏人
鎌倉殿御使下　賀茂別雷社御領丹波国
可早任　院宣并鎌倉殿御下文状停止氏人久平
相語武士玉井次郎横致濫妨不當事
右件両者為　當社之御領数十年之間敢無有守
籠愛久平小社領令寄于武士之條既以無神慮
就中久平為代々相承之氏人于今不改其職忽緒(儲カ)
社威恣令押領神領縦有由緒者須経　奏聞之
處不令遵守且背　院宣并鎌倉殿御下
知之條故下
元暦二年四月廿八日

藤原判
中原判

右二年在鳥羽大路家之
●民譽　後剃髪号山本文仙道恕　直叙法眼
玉露敬子市八郎宅五年四月廿五日女院御所御遷
例依于御見廻為酒井日向守井上玄徹之妻并
元年由作七出并三月朔日子女院御所御遷例二依テ
山本文仙ヲ指上セラル(家記七月九日トアリ)七月十七日ニ女院御所御帰

例御供料ヲ御賜ハル井上玄徹ヲ法印山本
文仙ヲ法眼ニ仰セ付ラル同年正月廿
十二日ニ井上玄徹金百両山本文仙ハ黄金十枚ヲ
玉ノ井女院御所ヘ遣例ニ付テ永ク在京ニ依テ
同年六月十五日未刻女院御所法名東福門
院皇太后宮源和子ト申奉ル
賀茂系図ニ岡崎幸之必従子トアリ
云

藤原兼良 雲井乃春之小文ヲ一覧ス
又南ノ方ヲ東トスル小文ヲ一覧ス
公ノ云トコロノ如ク多ハ九ヨリ
かも人の云と所
まいりもせともかからぬ
もの乃事とにともむ
享徳二乃年春三月廿七日
御まもり乃日記し
賀茂荘
夏久縣主 錦草
勝久縣主 藍白地
秀久縣主 錦草
益久縣主 錦草
以下皆白地

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

増平縣主
延隆縣主
彌久縣主
鴨
冨祐縣主
宮久縣主
以上衣冠

氏人之女候下箭例

後水尾院大和乳人
○陽雲院
同院下箭
○越後局

氏人
清國女
同前

明心院下箭
○加賀局
女御幸子中箭
○已上

宝永四年十月下旬賜御暇嫁賀茂保栄後嫁

氏人
從五位上主殿頭玄久女
奈良祢宜
從四位上英顕女

右玄久氏人昌久二男元治久後改玄久号長門
寛永四年九三卒年七十
越後局ハ恕系圖ニ不載一流之系圖ニ載之
後水尾院官女ニ

氏人上北面勤仕之例
則直ニ留○佳直 荻木志摩守

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

兼應二年四月廿六日補 後水尾院上北面
万治三年二月十一日卒 七十三才
佳直二男
○成直 若木加賀守
寛文二年二月十六日補 後西院上北面 同日任加賀守
貞享四年補氏神祝 次蒲博任 同至于若宮祢宜
保照三男
○保太
貞享四年三月廿一日補 上北面

●神主 社勢 神主 掌任之職也 當社近代斷絶

日本後紀卷三云延暦十七年正月壬午朔乙巳大改官
符應任諸國神宮司神主右又右大納言従三位神王
宣奉 勅掃社敬神銷禍致福今聞神宮司等一任
終身倦黷不敬崇咎屢臻宜自今以後簡擇彼
民之中潔清廉貞堪者補任限以六年相替

又類聚三代格云
弘臨大改官府
應任諸國神宮司神主事 文言見上周罫之
右大納言従三位神王宣奉 勅云云限以六年相替

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

延暦十七年正月廿四日

日本後紀巻七大同二年八月丙戌太政官符神主遭喪解任服闋復任事

一月二十二日下神祇官符偁諸國神宮司等並限以六年補替之事先立例訖右大臣宣件神宮司未滿限年若有服解不得補替仍令神主兼行事服闋之日復任滿限者今右大臣宣奉勅神主服限年一周宮司服闋復任豈可異例自今以後宜同復任又或社有任神長者宜改為神主長吏亦通例其有官符任神宮司中堪事者補神官

同巻六延暦二十三年六月丙辰制常陸國鹿嶋神越前國気比神能登國気多神豊前國八幡神等宮司競望各称譜第自今以後神祇官撿舊記簡乙巳乙若子命者神皇産霊神六世孫天牟羅雲八世之孫也度會神主遠祖景行成務仲哀三代朝廷奉任倭姫命向五十鈴河上之時乃献麻被神蔓栄榮祭諸神奉祈朝廷依功神賜神主職執行神事云々

和事始云神主神功皇后新羅ら帰りて後筑前宗像ら
ら也給ひ詫宮を小山田邑那よ造ら也給ふ

皇后吉日ヲ選ヒ斎宮ヨリ入ミヤヒラ神主トナラ
給フ（ヒテヨリ）日本紀ヨリ出ヲ 乞神主ヲ乃号ル始ヲ也

清慎按ニ上古神主称宜祝不能生賀茂境内中古
其法漸漫而至神主職者猶守古法親長卿記ホ文明
之比神主已出境内入京之時一社訴神主生奉之由于
茲知古法不廃於于今雖出境内一社不怪之但赴（ス）于
他国許傳奏請許而赴之

後朱雀院 長暦三年三月十三日宣上旨称二所太神
宮祢宜等自今以後不得入京（スルコト）若有背（下）此旨之輩者
永停（上）止見任（ニ）若有可（ニ）許事者権（仮）祢宜（ニ）入（スルコトヲ）聴上（ニ）通（ス）者

云ニ見神宮雑事訖皆是聖天子敬神之法制也

宣被補新宮神主職者也
依造事殊可被致其
沙汰候
院宣如此 達之以状
正安四年八月十五日 大宰権帥判
賀茂神主殿

正安ニ後伏見院年号也但後二条院乾元元年也自
正安四年至宝永六年四百八年也
右之倫旨ハ貴布禰祝氏之記ニ有之由子息氏侍按来
于若宮祢宜氏徳許之時写留由見氏徳記

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

伊与國菊万庄　若狭國宮川庄　倫前國尾張保
并山田庄　越中國新保庄　周防國伊保庄　代官職
新宮社　奈良社　神主職　河原八町田地屋
馬場林木事　任故実久三位譲状當知行之旨領掌
不可有相違之由可被書出之　倫旨於千菊丸之
由仰下知也　依執達如件

四月二日　　　

・廣友　従五位下賀茂縣主廣友外従五位上正六位上賀茂縣主廣雄外従五位下（清茂按下社系図ニ作弘雄）

三代実録第七　貞観五年四月癸巳朔十九日丁亥公卿就太政官曹司廳ニ賜文武官成選位記賀茂上社正六位上賀茂縣主真當外従五位下社祢宜従六位上鴨縣主時主掌並授外従五位下

・真當

同廿六貞観十六年八月丁巳朔廿日丙子授沖祖社祢宜正六位上賀茂縣主千継別雷社祢宜賀茂縣主門麻呂並外従五位下

・門丸

此日遣使於賀茂社奉幣（ル）ニ其告文（ニ）載祢宜加階事（ヲ）

同廿九元慶五年三月己酉朔廿六日甲戌詔（ス）令五畿七道諸國諸神社祝部氏人本系帳三年一進（下ニ）（上）

・貞基

同四十五　光孝天皇　元慶八年四月辛卯朔三日癸巳授賀茂別雷神社祢宜正七位下鴨縣主貞基外従五位下

・益雄

日本文徳天皇実録第三仁壽元年四月癸卯朔戊午（十六日）授賀茂別雷神祢宜賀茂縣主益雄外従五位下

神宮雜事記云　卅九代光仁天皇　宝亀十一年庚申正月廿日格云二所太神宮祢宜應叙内位也云々

原本在伏見或記云久安六年七月廿七日辛丑今日賀茂社神主重

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

次必辛還任神主之由被下宣旨去年依過怠解
却所職兵間祢宜信久執行社務今所還任之
清茂考重次系曩作重継譜云久安元年十一月三日
補神主久安四年十二月十四日ニ神主ソトミメラレテ神主ヲ
作生サレサルヲ正祢宜保久ヲ神主代トス同五年正月
九日ニ代ヲ放サレテ同六年七月廿七日ニ如旧還補神主
トミヘタリ　信久ハ保久ヲ誤ルナルヘシ

大夫

侍の叙爵せしを大夫といふ　璟羽章云八省の丞
右衛門尉なんと云位より成る時中務大夫或ハ大夫なり（諸大夫或時良家子任ス）

或ハ大夫　或ハ丞なと相當六位なるを五位ニ叙して
叙留（ジョリウ）ともいふ　左衛門尉　左兵衛尉六位ニ叙爵せしかハ
左衛門大夫といふ　左兵衛大夫といふ
兵衛大夫　左右大夫ハ正六位上ニ叙し　五位ニ有るハ史大夫
といふへし

平家物語ニ張行云新中納言知盛の侍子三人
皆叙爵して大夫知忠とてハ一人ハ
經千按ニ大夫を称するハ職原抄ニ
従五位下唐名朝請大夫　正五位下唐名

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

朝議大夫上中散大夫 従四位下唐名中大夫 上大中大夫
正四位下唐名通議大夫 上正議大夫 となれい叙爵
以後四品より至るといへども未任官者も亦唯大夫
と称して一の先後を考

・家子

今毎年十月當社家子の内より
候者を勤むる神領も数行し比あひなき青侍
もおくもうしろ氏人中時よりあるうて青侍の役を
勤行ひ来るもの之上古青侍乃役ことに事ハ於

候者勤めともこれ
又同九月十日祝神生雅久状云
教文社勢吋青侍増継乃社家用代ニ
吋塔結社家系図ニ等亦兄この如青侍ノ役有

・田口

親長明應七年記云二月六日晴田口与進参中知行
事於田口者自宝徳元年于今當知行於之者
(脩ヵ)備平三位社務之時為廟亦完行ニ仰云但當知
行不可有相違ニ
今按田口ハ役ノ名ニアラス姓号ナリ古ヘ膳夫数多

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

アリシ内皆々ヘテ今ヨリ田口氏ノ子孫ニ
事カリ是ヨリ多ヘ名乃シ

・同代

園太暦地文前ノ家ヲ処ニシルス同答ニ
神主云雑事ハ地ニ頼経朝臣参主乃目代止志ト云
ヘリ

古文書云大神宮政所下　田地百姓職事
令参陂者　在所河上郷
　　貳反栃木
右件田地者同代職田也治無於百姓職者永領不可有相違者以仍状
永顕仁亦宛行実正也凡一条以北之田地者以一代社
務之下知伝来代亀鏡条一社通法之処者於代作
職者永領不可有相違者以仍状後證下知如件
文明六年十二月日
　　神主賀茂判

右正本清茂伝来

・精進頭　そのをこめいまとうるを

按精進とハ清浄潔斎乃ヲ云頭ハ乃ヲ云ノ心ニ無精ヲ乃ヲ云ハ潔斎ノ乃ヲ云ノ後ヲ
平日潔斎ヲ以天下国家乃ヲ祈禱修行スルノ
職ヲ云ヒ也ヒ当社おこくの社家悉ク平中潔斎

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

すゑ末あくまでゆゝしき社家の中なる年ごよ五
人ゝゝの外人をさゝ定るの年の中潔斎おこ
らさらむことを精をつくしてとゝみ祭
精をの父義有て神齋部よくかゝくもち
ぬ神事を精をと中事も年久しく云来れる
文應元年八月十九日後深草院勘茂幸頼親
卿記に云八月十六日今日被始勘茂沸精進とゝみ
うも出神事をもつゝめさせをもつるをいふ
齋東俗談曰俗潔斎スルコトヲ精進ト云佛書勤
行精一ニテ進修スルコトニ云リ身精進心精進ノ

二種アリ倭訓イモイトヨメリ
寛永五年當社造替氏之記云二月朔四日指副寄合
あり其六日より右権社曳くへきの旨諸役人神事を
うまへこの然由の評議し来月六日をあまり近り
のゝ早し曳一の然由叫并ねと雑掌に被申候俄
事ゝ伝し精をいとも指役人
列當支頭支下司支目代又社乃元六人精
をとゝまゝらむ然由社司より案内又乃祢神人
當地下し者に案内し日年十二月十八日正大工も御
切戸の精をとて社乃より急仕竈ス

・沙汰人

齋東俗談曰杜子美上帝左相詩沙汰江河濁集註沙汰以砂師則沙去其細而存其大曰汰竹師則沙与汰互細与麁存スルコトヲ百官ノコト理非分明ニ卫ラビワカツヲ沙汰トシテ理非混乱シテ暗ハ江河ノ濁ガ如シソレヲスゝシ沙汰スルハ小智ニテ成カタシ帝見素カ揀選ノクハシキコトヲ作レリ

・預

當社御前預也故自本宮至于摂社御鍵預之

永昌記云長治三年四月十三日去夜寅刻別當社家記云白妙御幣者自廳官手小預請取之

・神殿守　賀茂語記神殿守而見今無此名相當何役哉今按ニ預ノ役ニ

慶長六年十月廿八日後岩蔵院勢沸幸沈　鴨社家云自餘社司未祿神殿守請取之

・秣女部　氏童女勤仕之當于時差定之

・忌子　常云伊古　氏童女候之有月事則替之　社家記云齋院代云

宝殿焼亡云預驚煙氣浸衣裳於御手洗川令消之

・小預　鴨社亦有此名目

建長六年十月廿八日後岩蔵院賀茂御幸鴨社

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

頼長賀茂詣記可引載

清茂按諸社有此類異其名或云物忌三代実録云
清和天皇貞観十二年六月廿七日戊申松尾神社物
忌一人元日粮立為永例云々

又伊勢大神宮有大物忌

続日本紀廃帝天平宝字四年二月甲戌詔曰比来
皇太后御體不豫宜祭天神地祇諸社祝部等
各禱其祖欲令聖體安穏平復是以自太神宮
祢宜内人物忌至諸社祝部賜爵一級普告令々
知之

同記 亦七桓武天皇延暦元年八月辛亥朔己巳詔
曰云々宜改天應二年曰延暦元年其天下有位及伊勢
大神宮祢宜大物忌内人諸社祢宜祝并内外文武官
把笏者賜爵一級但正六位上者廻授一子其外正六
位者不在此限

田所

田所ヶ云名目吾妻鏡ヶ巻第
二治承五年四月廿日記云遠江國淺羽庄司宗信依
安田三郎義定之訴雖被收公所領謝申之上旨不
等閑之間安田亦執申之仍旦返給彼庄内榮村并

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

田所職畢是子息郎従有数七可為御要人之故江

・八乙女

和名抄云日本紀云小女（和名乎止米）童女（上同）

・仕夫（シブ）

仕夫ハ神供運送之役也其文字新夫或神夫或仕夫未古キ補任状ニ思堂ヲ仕夫と云ヲ志んとや朱ヒ了餘ハ音よろ了去ヲなら久今ハ此仕夫大炊山城ホ乃役ヲも一人とゝく為来ル大炊ハ神供ヲ炊く役ニ山城ハ其ノ役ニ

・小国代

吾妻鏡巻第六文治二年九月ホ廿日記ニ検非違使所小目代ヲ（カヒシヨウ）

・膳夫（カシハテ）

古事紀上巻曰櫛八玉（クシヤタマノ）神為膳夫ニ獻天御饗（アメノミケ）之時ニ禱白（ノミマウス）とあり此ハ膳夫の始ならん

藻塩草よかゝれて膳夫と書供御乃料理する人ヲ云

頼長卿記ニ膳夫一人ニ童ヲ可召ト

清茂按今云田口ノ役ハ仍テ但ハ刀祢之役人歟

経千按ニ下鴨よ膳夫四人ヲ召六位よりて田口よ同シ

きとのこ

・刀祢

藻塩草云とねら 刀祢等之六位以下の人をと祢らと云心 仕神乎ゝ祢れ公ハ只仕やーき人を云ふや

続日本後紀奏第九 承和七年五月丙子朔癸未 後太上天皇崩于淳和院 春秋五十九云ゝ甲申右大臣菅原朝臣三守奉二公卿一百官及刀祢等於二會昌門一前庭挙哀三日 毎日三度 九月癸酉朔乙未云ゝ 仍召二集諸一祝刀祢等一トヽ求二其崇一リシ云阿波神ハ者三嶋大社ノ本后五子相生セリ云ゝ

・代官

一代官元関東ヘ下ル事

宝永七年閏八月三日成宗ヲ有栖川宮帥侯関東ヘ下向同年九月六日上著ク 後日一社ヨリ何ノ事ヲ乱ヲ掌ドル心

・神人ニン

神人ニン掌云自忍神人著黄衣事見衣服部

氏福筆記云神人廿一人之内毎年二人宛矢刀祢ヨリ御生所圍之頭人なるを神人廿一人非応廿一人合四十ヰ人あるを然ども非応廿一人ハ教定らず今七八十人あるを又繁茂ゝ神供畢ヌ者ハ神人

之内一ち乃下六人なるを今一
右ニ六人ニ内一ちの上一人ハ
うこと多也寛永年中迄
社家中へ渡る神人をよひ
非元廿二人と合て四十五下
仍ひろく神人ト云時ハすへて
ハ事ゑんと當社よハ下
するものゆゑよりて其名
てその役人のゆゑを神人
平家物語 巻第一 ニ
当社ハ百日さんろうのこと
七十五日よりうまのつくまで
ハ中ニ社家より内裏へ
法よりせよと宣旨を
杖をもつてうのひしをうち
ハ大路よりみこへたりこ
枝すゝ先今の当社よ
白杖をもそうもその職よりな
正大二

賀茂社已大工職事 以明應八年十月谷小太郎
讓狀 并加扶持之處彼小太郎令逐電立退
及出訟 云々太無謂早退其妨但件狀小三
郎父子家領知不可相違 云々申而被仰下也仍
下知如件

文龜三年九月十四日　大和守三善朝臣判
前肥前守三善朝臣判

右正本山本兵部守氏綱家傳来之

雜

清右記云永曲年為香西當麻焼亡

溫古記 季通記云寛文三年二月十日越後前司雜談
云亡父(季如)語云武家(香ん)甲冑又六揮武威而當社中之為
彼人足為役又六可出之由教度書之雖然於當
所者古来依随神役歩人足之不出外人役之由堅
申訖云々時為雇分人足五十人可給之由又申
云猶不承引其理孰件(香ん)甲冑催大勢欲伐社家
申於十樂寺門前酒殿搆社人与相戰社家之妨
依難彼入命彼此云々薮垣破入端云々在家焼亡了

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

雖然神公家武家彼下
社中安穏之
太神宮政所下　宛行地事
合壹所者在所北大路小頬　面四丈
奥拾三丈三尺
右彼地者尊千代夫之屋敷也雖然今度信濃
守季房為那木庄奉家職任雅意振舞剰於
地下而成煩巖重之臺盤要脚依失墜為民人中
令治罰之畢爰彼尊千代夫与季房依為親類
當所追放之間尊徳夫宛計ふ處也然者早て
彼全永領者也仍境内田地屋敷不者以一代社務之
下知状如件
長禄四年十月日　森盖茂判
神主賀茂朝臣
右正本在民純家

正本予家伝来
賀茂社氏人倫前守永顕謹言上
右子細者境内性蔵主跡下地僅参段間事買得相
傳之處前社務益久被掠申
上聞為厳所之地知行之由被企遮訴之条言語道
不可倫末代龜鏡之證文条一社之通法也仍為後日
下知状如件

漸次第也然雖為一代剋所地買得之後若爭立
歸而可有知行之哉仍證文既數通所持之仕之旨
明白也然間此之趣先度言上之仕處去年十二
月同廿日兩度被成下御奉書當知行之處可所務
於中置之由被成下御奉書之上不仕者哉仍先度任支證明白之旨蒙御成敗致所
務處今遠背御成敗當社勢負人事新被致訴
訟之条無理之至也所詮早任證文之旨度々被成
御奉書之上者以此旨重而預御成敗弥誇善
政之貴益為奉祈天下靜謐御願粗謹言上如件

文明三年五月　日

正本予家伝来

大神宮政所下　田地百姓職事

令免除者　在所河上々
　　山及柿木
　　之支村為上

右件田地者国代職田也雖然百姓職者依
守永歟仁所免除也凡一条小少し田地者
必一代社勢之下知依来代鏡条一社通法之然
者於此作職者永領之方於違亂之地
後況下知如件

文明六年十二月日

神主賀茂判

古今著聞集　遊覧第二十二之内

寛元五年閏正月二日の朝いまだ同もおとろくたる
雪のもとにもろもろ九條大納言兼内府ら花
てけり雪ハ沛然すると人くいちなひて車
寄よ車はこよのきてゐ前の三位かくのすきを
下門ゟ引入てゐるさねを中御門
后町ゟ入をおもひ
ゐ
大内太をこう揚賀茂社かゝ
ゟ大納言亜夜
今ゟ人も我ハ亜
六位まくともなひ
平狩装束
ハの教雪よハ
ハ今ハゝ
らくやうきひものこ
ともおゝくお装束
よすくかんとちかすゝ

[illegible]て[illegible]雪の中[illegible]奇特[illegible]
すゝらひ興ある事ども[illegible]を利[illegible]

世こゝ[illegible]覧云 順徳院御宇 承久三年辛巳[illegible]月二十日白王太子践祚
其後五六両月天下騒乱之間無[illegible]帰住五月十五日詔
洛陽守護人廷尉光季[illegible]其後遣使於諸國被下
可追討右京権大夫平義時之由宣旨而東夷
ホ不随朝威併与義時企上洛官兵傍之六月
八日官兵自墨股北帰申ス去六月御方已破之歟
洛中不静同十三日宇治淀勢多等始合戦十四
日申刻東夷等渡[illegible]真木嶋見官兵等今零落

後鳥羽
七月六日上白王奉遷鳥羽殿八日御出家九日幼主廃帝懐成
之十一日上皇出鳥羽離宮赴[illegible]順徳院
佐渡國二十四日六條宮赴但馬國二十五日冷泉宮赴
備前國公卿六人切頸殿上人已下不知数八月十五日
以守貞法親王為法皇同十月十日土御門院赴土佐
國[illegible]有宮申子細奉遷阿波國云々

順徳院
紹運録曰承久三年七月廿日奉移佐渡國仁治二年
九月十二日崩於佐渡國年四十六
土御門院
同日承久三年七月十日奉移土佐國廿四日改阿波國

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

賀茂次郎
之事

寛喜三年十一月十一日崩年三十七
後鳥羽院
同日義久三年六月官軍敗北七月十三日為東夷之沙汰奉移隠岐國 遂應元年二月廿二日崩于隠岐國年六十三

前太平記巻廿六永義三年八月河州朝臣源頼信宣ヒケルハ次郎ハ八歳ニ成タレハ明年ハ元服セサセヨ我常ニ賀茂社ニ詣テ頻ニ着尚ヒサレハ次郎ヲ北明神ニ奉ル寄附ヘケル太郎ガ例ニ任セ宝前ニ具メ着服ヲ加ヘ賀茂次郎ト名乗ラスヘシト細ニト宣ヒテケリ斯テ九月朔日享年七十四歳ニテ異ナル悩モ無テ薨ニ給ケリ

嘉祥ニ年

續日本後紀巻第十八仁明紀 承和十五年六月戊子朔庚子 十二日 従四品ニ列ニ内ノ昇殿ヲ聽ニ六箇國ノ受領ヲ歴テ鎮守府將軍ヲ兼河内國ニ封セラレ天性智謀扶桑ニ溢レ武略日域ニ冠メリ

續日本紀廃帝天平宝字二年九月丁丑國司交替未タ有程期仍テ今ノ明法博士論定セシ明法曹司言スラク遷任國司向京ニ期限依ニ倉庫令ニ倉蔵及ヒ文案孔目ハ專當

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

官人交代之日並相分付然後放還但今令條難立分付之文律内無科淹滞之罪因茲新任国司不勤受領得替官人規延歳月遂使駅馬於事尚曠道理詮案選叙令云仍職事官患経百廿日不愈者解官准是而論官符到後百卅日内不了歸京若應過限者申官請裁違此淹留勿論合解下署

三代實録巻第卅八陽成天皇元慶四年十月辛巳朔
七日丁亥制奠観九年十一月格曰勘解由使起請偁去
奠和九年八月二十三日下諸国符偁仍國司交替

官符到後百二十日内符了歸京云云
符出礼之次第

賀茂上下社或号下上事
北畠准后井二社記云今下上二社在之下鴨御祖上賀茂別雷号鴨賀茂昔通欲今下各別用也雖為本但下上事依御祖儀歟伊勢依神託外宮祭祀被倣宸前類奠歟云云（イ上祠官賀茂縣主下鴨縣主下云本同祖也下同況よそタリ）

注進雑記祭礼篇云仍賀茂両社乃式ヶ神乃礼告乃事ヶより社ヶ詣る事を奉る幣物なども下社先ヶ奉ヶ例也伊勢の外宮ヶより先ヶ奉ヶ始ヶ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

季如
寛永六年
四月十日卒
年四十七

温右記　賀茂季通記　寛元三年二月十日越後前司雑
也
談云今出河晴季公傳奏之時當社与下鴨伎者之礼
先後可為何社哉之旨致相論于時亡父於上賀茂
神徳自往古為上之先例申許之處晴季公上賀茂
可為先之後先蹤歴然之条於下鴨者可為次之由被
仰其時被仰云雖詔賀茂下上将亦詔上下之後亦有
之加茲内侍所諸神之次第亦以上賀茂可為先云々
依茲當社先進致其礼之時将亦同亡父為伎者
可致出礼之後有之時諸公家衆之次礼若亦
諸大夫小面之由有其沙汰于時申慕云公家之次

翰子

若可為社家行者地下小面之次哉於若且
被怪神徳者欤其不叶其理之由依申断之旨
有交断而公家之次當社之惣代致礼之由営申
詔置之者云々

右今著座集云宇治左府法性寺系統也
せ給うもの時内裏并宣成方より仰て切立物ら
れて鞠のくゝりよう事を執行来鞠二
まいくゝりを左府家平中納言一いよくゝ一
器量とそ云ふ我ら家平中納言一いよくゝ一
老二まで鞠まそいとを左府中をそんて

和事始云 澁鞠（シブウチノ ハリケル） 用明天皇乃御時ヨリ（ヨリテ）
始（ハジマリ）遣（ツカハス）約云（ノタマフ）諸（モロモロ）ノ人（ヒト）
集（ツドヘ）ヨ云 澁鞠乃逸興（アソビ）ハ前庭乃壮観（サカンナルミモノ）也 文武天
皇大宝九年ヨリ事（コト）ヲ始（ハジメ）ラル

撰虫

公事根元 ニ（ニ）ハ有（アル）ヨリ事（コト）ハ出（イデ）来（キタル）ト云（イヘル）ヘシ
次第上乃道遥（ハルカ）ニシテ百人（ヒヤクニン）ニモアマリテ
雲（クモ）ノ如（ゴト）クニ群（ムラ）ヒテ出（イデ）ヲ争（アラソ）フ様（サマ）ニシテ
ヲ乱（ミダ）ス堀川院ノ時（トキ）ヨリ始（ハジマ）レリト云（イヘ）ドモ
其（ソノ）ハ非（アラ）ス 数（カズ）人（ニン）モ内裏（ダイリ）ヨリ

て二手鞠と申事不審ニ存候ニ
仰ニ被成候ハヽ両人ニ而
仕候ハヽ可然哉
御意次第ニ可仕候
一 御成家三男片岡祐宣
成房事ニ付同時成方者系図無
而見

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

又賀茂乃社司なとに仰らるゝ事
ありとなり

禁秘御抄云蟲 松虫 鈴虫類人ゝ進之或被召
賀茂社司 祭庁 院御時頭以下向崎峨野誠有道
遥ニ 蛍 蛛 屋向選虫奉之
婦人歩草云賀茂ニこもりてとて虫入る事仰ラル
上社 返 てむらしもさう野をとくむらひて虫
を籠よゐらひ迄てもあそびて居よてまゐり
し也 堀川院 時よりそはものもまうむ
えらひ共中ありむらしは賀茂の社司なとに
仰らるゝ事ありとなり

放飼 賀茂 仰ラル
籠ハ賀茂よりいで侍とおりひあへらる迄仰
ラル。

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

○散位之事

季副雜錄曰散位者五位六位侍無官之置字也ト
元和七三伏廿日北畠左少將殿記錄ニ見エ
又後淨土寺攝政殿下之御記散位者謂武官人解官之後也
然者散ニ三位也ト
山槐記永暦二年四月一日癸卯散位從五位下賀茂縣主義
継望齋院主典
延慶二年十二月清久氏神祢宜之款狀ニ散位從五位下賀茂
縣主清久ト有リ　私ニ案ルニ當社中古無位ヲ以テ散位ト書ス
不有職知ルベシ古来位斗ニテ官ナキ人ハ散位ト出スルヲ以テ
古今著聞集巻五和哥部ニ堀川院市時和哥御會ニ
京極大殿御位署ニ散位從五位藤原朝臣某トゾセラレ
ケル希代ノ位署ナル一人目ヲおとろ〳〵ケリトゾ

○社務代之事

卻久日記曰元禄十三年正月元日神事沢者之内ニ
小社神供備進社務代役之
氏神権祢宜今誤而号社務代自社務令下知依勤之
称之欤尤可謂誤也當氏神権祢宜氏人清豊勤之也

○田口之事　委ニモアリ

氏澄氏基之雜記之内　山本町田口九郎右衛門祖父
位階申度由社中ヨリ訴訟申ケレ則正六位ノ申シ賀茂ト申ケ
由ヲ以テ兵傳巻御取上ケナキニ依テ御披露ニヲヨビ不申ハ叓
定ル兵傳巻ニ成不申トテ田口氏ト申ニ
田口ト申ハ倫前ノ國中ノ郷名ニ今ノ田口九郎右衛門四代ヨリ
先祖初ノ自倫前國當地ヘ来リ此役ヲサセヤシメ則松下家
行倫前ヨリ松下先祖彼田口ヲツレ来リ此役ヲサセヤシメ則松下家
久ノ字ヲクレテ久下申ケルヨリ久下ト布衣ヲ着ケルヨリ湯屋ニテ
ニテ行水ヲカケルヨリ近年南ノ方ヘニイルヘ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

。問或家士 一貴官方御息女ホヒまた外ニ実名何子との有る和
ロ戸俗説ニハ三位已上ニて六位ニて六位已上ニて六位ニて六位ニて六位

よなう和乃御神示梁塵秘抄よの七たう是上代
乃遺風ともかくいおうふも神示にう真羽(こと)倭(やまと)
便(たより)すく落居乃祝多く事実も又あやまち
も是をいすへ乃神示とおもくろういうらいき
き事あるへし
請(うけ)祭(まつり)致すると当社よおおみく御神示と云う
此田示とそいう貴命神芝田示と云を又
も命神示田の社ともまて神なり乃とう初
つ神示なり示わさをものくいとなるといへ
ともすへく神示といへり是皆産れ古政

よなふわさをきなう夫当社此神示という
むう〳〵い夜々二季に(但示人と示和(にぎ)ん可考)社家(やしろ)なるを
つとむる但行幸出幸
此行事も此神示おこなう事
いその辛人ましても公家のれさうとて神家
れとう行へなわさよりの沢此田示芝田示
神主乃とう行う神示なそいまもたへ
せす行なうものからいつもそのすたへ
ぬるを移人あく笑ふ
志留し

・御神樂

当社二季乃御神系ハ堀川院御宇寛治七年
始被行神主成継之任中也

但下社も同しく二季の御神楽ハ有しかし

賀茂有職抄云四月御神楽日不定社司造忌
装束布衣但仁垣庭領主必有出仕云々十一月
御神楽同四月

按するに傳前玉仁垣庭領をハ松下家歌社司
仁垣庭内にて今もおれ下領ぜらるゝ毎年四月中申日神楽
陪云と雖もよりて松下家歌社司
多比慕有しく昔ハ仁垣庭一式ヲ松下領ぜらるゝ今いさゝかうら
これ氏人ども歌方ともへり
ら仁垣庭ニ内ニテ外ニモ氣ニ入ノアラハ領ゼトニハ松下一家ニカキルヘカラス

下社儀

吾妻鑑第四云元暦二年乙巳四月廿二日丙午以出
雲國安東(アンドウ)郷先日令寄附于鴨社神領給訖而
可為冬季御神樂料所之旨被仰遣廣元
施行(ス)之

松下

親長記云文明七年六月廿日晴棟父縣主来賀茂
當季御神樂為奉行人用脚到来之処今日於差
哦清瀧邊被落敵云々仍今日之儀不可叶来
月中了執行之由申之七月一日晴賀茂御神系
事哥方輩申(ス)亂(ル)仍今日始行云々

・行幸御幸賀茂詣等之節御神樂ら行

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

事今署之

・貴布祢社御神樂之事

一貴布祢奥御社奉為御祈願御神樂御執行之事　但為御下行八木許拾石之内禁中社乙方諸取之雜掌沙汰人八木賄者也

右天正年中依御霊夢也号陽光院後陽成院御父也御奉社也堂上方公卿殿上人以上十三人供奉也此外樂人諸役人共也御神供備進御菜拾許種高盛嚴重也社司氏人共致神斎令糸行御神供令備進了但忌垂覆面了御湯殿以檜葉而拵之御供御器皆木

・芝田樂

一芝祇芝田系八貴布祢社之神事令御田樂八由来記文ニ当社御田系ハ天正年中ニ始ル云々

右見祝重祥記

・芝田樂

一芝祇芝田系八貴布祢社之神事令御田樂八由来記文ニ当社御田系ハ天正年中ニ始ル云々

右見祝重祥記

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

執行をうこと此事ニ付久しく紛糾を経
後改葬
成義父成定の宮をつゐて再興をうけ
寛永廿年十一月廿八日より此事ニ付
吟味ありうこと当市移徙
よ条々しくつとむるしむうし当市移
祝毎度祠官かの社ニ行向
て、此事をつとむるからしされと年久く
廃壊ニおよぶをもつて氏人の内よりも宮
代当五人の内よりも毎人ニ両人ツゝ
番役をつとめ来るよし志ろしめし近く

むうしふかくうれ毎度ニ勅使
宮文乃和歌ニおよぶをもつて一社乃和歌
祝毎度乃内より二人陽番ニ
て代官七又年之
とてなをもつて二人ニ勤来るよし
て社司長官をつとめ代官ハ次官ニ
当社ニおいて代官長官のやくをも勤来
るよしくわしく私ニ別記
雑載
解觝事

台記仁平元年八月十日春日詑別記云事ヲ
詑若宮両殿再拝（依非女神畢
清茂按於女神者解斂事以是可知矣（不解斂
四月祭迎来役等下社ニ解斂上社不解ス

註進雑地ヲ探由来ノ事

一草創之年号由来ノ事　付神葬ノ事
一神ヲ之事　付祢宜師ノ事
一社法之事　付参礼年中行事之事
一列當並社僧ノ事　付官位之事
一堂社員数之事（付門前并山林ノ事及ヒ建立申諸年代以下ノ事

一社法格式古今相違之事
一寶物ノ事
以上　寺社奉行松平山城守内　浅井治右衛門
古屋吉実

右者未嵗御造営ノ時ハ礼トシテ関東ヘ
下向之時被仰渡別紙ノ通ニ候ニ依此旨註進雑記
如斯ニ候

洗馬ノ事　白河流祀ヲ云
ヨシノ木ヲ云東流祀ヲ云
祀ヲ云事

湯氣以受於孔子之東首一如寢夜
の志ひあるハ南枕のごし白河院ハ小
首より御寢有りなりしハ南や大神宮の御方を御拜ある
いうこと人申なりたゞし大神宮の遥拜ハ巽よ
何も北ハ南よりあるこゝす

•廢朝廢務

[林示秘抄云廢朝者諸司政如恒天子一人不臨朝
政廢務者諸司不政一日或三日又云世大事大臣
薨奏時有之依事淺深或五箇日或三箇日也

廢朝三日被仰又ハ止音樂警蹕禁中無物
音垂清涼殿御簾第四日可上御簾而當ハ
忌日或無沙汰及數日

•今宮之事

[日本記畧一条院長保三年五月九日庚辰於紫
野祭疫神号御霊會依天下疫疾也是日以
前神殿三宇瑞垣等木工寮修理職所造也
又御輿内匠寮造之京中上下多以集會此
号之今宮
寛弘三年五月九日庚戌於紫野有祭疫神

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

事件祭長保年中而始行也世号之今宮祭

・賽（サイ）（カヘリ申）

続日本紀賽（カヘリ申ス）其禱（ヲ）

藻塩草二ハ禱ともまうし賽の字ニ双六の

さいもよみ又朝祈暮賽と云楽府よみ

来るの叶ふるを祝ぎのあくろし

三代実録賽宿禱

・丹誠孝徳ヲ致（イタス）ニ懇丹（ヲ）

・祈請・御祈嘗・凝（コラス）ニ懇丹（ヲ）・致ニ懇篤（ヲ）・懇祈

・當（テ）ニ祈修中（ニ）御平愈之條 已上吾妻鏡

・長日御祈禱・長日不退御祈禱・丹祈

・懇祈辞（ヲ）ニ肝膽（ヲ）・祈念・祈願 已上吾妻鏡

・祝師（ノリトシ）

吾妻鑑十九 源通親叡嶋御幸道記のとき祝師

・叙四品拝賀之事

吾妻鏡巻第二十八寛喜三年三月三日鶴岳神事也

御臺所御参宮 今日将軍家始令拝春日別宮

給四品叙之後始著其袍（ニ）御（ヲ）仍被准（ヘ）ニ拝賀

可（シト）ニ参（リ）彼（ノ）社（ニ）御（ヲ）云々

・庶人四方拝之事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

拾芥抄歳時部云　拜四方事　庶人儀卯時前庭
敷座北面拜」屬星向」乾(テイヌイニ)拜(スル)」天向」坤(テヒツシサルニ)拜」地(ツ)次(ニ)四方(ヲ)自子終酉(ニ)
次大將軍　天一　太白　已上　再拜(ス)次(ニ)氏神　兩段　再拜(ス)
燒香花燈(ヲ)次(ニ)先聖先師　兩段　再拜(ス)墳墓　兩拜(ス)
九條記云卯刻魁庶人者拜(スル)四方後可(シ)加(フ)大將軍天一太白
以上再拜(ス)氏神　兩段　再拜(ス)竈神　先聖先師(ニ)以上　再拜(ス)

假名遣ニをて卯　うの(ノ)脳

縛(ツカコモ)壁

釈名云縛壁以席(ヲ)縛著(テクル)於壁(ニ)也　漢語鈔云防壁(多都古毛)

藻塩草云壁ニ防壁とカクカヘ一向ニワタリテカケ
名誌ル源氏又壁代共云夏ハスシ冬ハ子リキヌヲ一重ニ
テ間コトニカクル共云リ

婦人養蚕云かへこのり至花記ル云防壁とまこ壁
一向よわらうて懸まる絹ニ和秘抄云白絹を惟の
をうまそかくるものうといへり

●毯

蒋勢(カ)切韻云毯(ハ他敢反世間名如字)毛席
胡(アラ)床

風俗通云靈帝好(ム)胡服(ヲ)京都皆作(レリ)胡床(ヲ)　世間名阿久良

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

●鎮子

西京雜記云昭陽殿有綠羅帳鎮子毛長尺餘坐

則沒膝有四玉鎮（陟刃反鎮俗音陳之）

野宮定基卿云諸社駒犬者本鎮子也云々滋野井殿說ニ

云ケモノノ心ナケモノハケシクシテ人ノヨリ來ルニ門ニヨリ立トソ

定基卿難ノ云門ニヲカハすモアルヘシ如此人ノヨリ來ルニモノヲナ

ニトシテ天子ノ御前ヂカクニヲリヤワケノキユヘヌヲシ只

鎮子トミルカヨキ心トニラノヒラカヌメノヲサヘニ禁秘

抄ニハ狗犬トモアリ鎮子ノ說ヲモヘルヲハ佛祖統記ニモ

見タリトソ

●蘿（スイノキ）下学集云

●神慮

公事根元ニ神慮乃程ハカタシ

負觀政要ニ下特（ケヒキタイ）留神（メ）慮（ヲ）

●蝕退（ムシバム）公羊傳ニ六蝕退飛（キ）（フ）

●菓（コノミ）菰（タケノコ）（タケノコノヤウナルモノ）

唐韻云說文木上曰果（ト）字或作菓日本紀私記云

力果又和名久多毛乃美俗云久多毛乃 地上曰菰

佐久多毛乃

漢書注張晏（カ）曰有核（ト）曰果無核曰蓏

應劭（カ）曰木實（ヲ）曰菓草實（ヲ）曰蓏

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

枕草紙云忘草ーよめいみつけゝる
注ニ河海云昔ハ忍草ヲよめ忘ヲ忘草ト云ヨツケテ云ヒ又云
ももはーゝゝ事ヲ忘草ト云ヒ又云
柳の枝を三すぢ〻ゝ引ゝ簡ヨ作リテ冠の纓(エイ)ヨ
付ゝゝ引ゝ禁中ノ公事ニ死人ノ公任ハ烏
帽子ヲ不付ー云ゝ

●松尾社幣自鴨社後日送于彼社例之事ー

寛元四年四月廿九日後嵯峨院御幸記云下社之儀松尾
河合ヲ幣任先例不被入鳥ヲ始内社家受取之送之
右注後記

又定嗣記云松尾河合幣社家受取之建久如此大治
亦同之歟云ゝ長秉記云擬摂録賀茂詣鳥居外着
別ヲ使廉宮送遣松尾幣ー云ゝ

●譲爵之例

或記云玉葉記歟建久二年十二月八日陰晴不定時ゝ微雪
此日松尾行幸也儀式略之
社司賞事ー
永久記云所申請九人然而依例被仰七人云ゝ美安當日
無沙汰追可被仰之由被仰之次年依本社強訴被
仰十人ニ仍今度又被仰十人ニ其中一人辞退譲ニ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

前神主助依云々件助依依可被超越子孫之故云々
諸社司譲例又不可勝計云々

神馬

文治三年十一月十四日後鳥羽院行幸記云上﨟次引立
御馬一疋（自東幔門将監引之次引立之馬三疋舞人引之次
（舞以遅々頻加催促）
上御馬於南次馳北（社方へ下﨟次馳也）

建久二年十二月八日松尾行幸記云神馬事
舊記云舞人立神馬於御前云々爰知只以十列馬稱
神馬也寛治時範以此記只諸社皆知有神馬之由
所出歟将又寛治之失誤歟仍賀茂八幡之外無獻

神馬之例上八幡猶美保以来之例也白川院御時件
両社始被獻之其外更不見永久嘉承無之仍今
度又無神馬也不知案内之人定就時範記加諺
難歟仍為後記了

清茂按右文治建久等記玉葉記之内ヨリ抄出歟

長曽卿記建久七年十一月普賀茂行幸神馬十列馬未
之事 署云見後鳥羽院行幸記

文治元年十月六日後白河院御幸神馬十列馬等有
之其記云今日神宝神馬及駆大路如御賀茂詣但神
馬二疋内一疋本宮沙汰一疋代官沙汰云々全文見御幸記

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

建久九年二月廿六有後鳥羽院賀茂御幸神馬有之
見御幸部

寛元四年四月廿九日後嵯峨院御幸
定嗣記云前三ヶ日御神事

・在職

見日本後紀巻九大同四年九月記 在職公平立身清慎云々 ・表 退職等所言也 ・挙状 下学集

・辞職

同記巻十弘仁三年五月癸酉朝原内親王辞職許之 私云是三宮職ノ職ヽ

・無足

玉露叢十四ニ殉死之輩知行書ノ列ニ無知行ノ輩ニハ無足其ト雖ニ有之

・日本墓始

和事始云饒速日尊神去ぬる時天羽々矢乃神ノ衣弟手賀乃三物を宝剣白庭邑ニ葬斂てそれを以て墓とし旧事紀ニ見えたり乞墓始なん

・結髪

同記云日本上代乃俗ニ年十五六ニ男ハ髪を額ニ束ぬ十七八の男ハ髪を角子ニ束ぶ崇峻天皇純

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

女ハ髢（ケツ）なり一説ニ天武天皇十一年六月始メ
男女共ニ髪（カミ）を結（ユ）ハさせらる
又云月額（サカビタヒ）月額ニする事小除氏抔ヤ一説ニ
まろまゆを畫乃出よハ尺餘ニ作
ま月代（サカヤキ）ハ入道とうけを又撰集抄ニあさま
くやハ迷ふる俗ハ髪を生よけりとハ尺ニく月
代なとあぶやうなくニ書とうけり髭ハ把比
俗ニ髭ニする為ニさう書れあとハ尺ニ書ともハ
比ますすでよハちやきれ事ニあり
むすーハげーきとて髪をぬくものを小ニく額ニ

上をかぬきニ伝長公髪をぬきて益おくニ
乃ニむるをう迷ひニく刺刀（リウ）を用ひニ
ちいまへ髪をそるよ俗尼乃ハいきいふ
いまく書きるよ也ーとうも

出京字

台記康治三年三月廿九日参石山寺ニ申刻出京
深更参着又久安二年三月四日昏晴巳刻出京
衣冠細代車　陪暗参着春日御社奉幣
前駈布衣
結（ユヒ）番宿直（セウヂキ）三代実録廿四

籤符

三代実録十八貞観十二年八月廿日庚子制ス諸国権
史生博士醫師遷任者給ス公驗符ニ注シ所遣歴依譲相
代者注前人歴ニ

式ニ
御祖社
御祖二座　拾芥抄云下鴨皇太神二前
啓蒙ニ玉依姫大己貴神ニ岡縁ニ大己貴松尾同神トス
松下説ニ或云建角命　伊奇右弥日賣
神名帳頭注云一社ハ大己貴子大山咋神一社ハ玉依
日女也
本朝諸社一覧云玉城ヨリ五六町子丑ノ間也平
安城中ニ宮有リ此所ニ移ス又気
ハ法ニ入ヨリ南向乃至ハ河合ニ
条神二座　玉依姫大己貴命

玉依姫命を詑す則別雷乃神れ尊母御
祖神を申す是也

延喜式巻第三九鴨御祖社南邊者雖在
四至之外監僧屠者等不得居住
二十二社次第曰御祖社 別雷神 大山咋神也 松尾
日吉同體也 父

公事根源曰御祖神とは玉依姫と申賀茂建
角身命のむすめ

山城名勝志云社家説云東方比咩神西方御
祖神也御祖神号有二奥秘一旨

清古筆記云下社二座之事東男躰大山咋神
西女躰玉依日賣

注進雑記 參禮部 云當社乃祭ハ御代ゝ〻重主
殊ニ嚴重にれ崇敬ゝそ禁闕觸穢乃年ならて
ハ必事なくて例年勅使官幣 発ま礼儀式
天下乃莊觀不足勝言也其ほかいうとなきも
天八童雲をゝて天降たまひし 天皇礼祖
神なれハ朝廷のれ守ゝ〻く鎮護國家乃神
徳揚ゝまはめくみれ告ゝ〻ま〻れなすとこと
私云このれ祖神ゝ〻ハと云ゝ〻ハ少鴨御祖社ゝ〻サス

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

ニアラスヒロノ朝廷ノ氏祖神ト云心ニテ上下社共ニ
コメテ云ん

河合社

[朱]杜下見林公事根元着書云玉依姫河合社
也河合ヲカヨヒとも又多ク河とも
号ル西向ニ立ル本ノ末ヲ東ノ乃奥ハ大社ノ
社乃森也御祖ヲ河合乃
ト叫下賀茂也今俗ニ云ル訛也下賀茂鴨乃字ヲ書ル
野宮定基卿云下鴨本社大己貴命也ト
是則鴨祝家傳来之旧記惣有之ト然則上

[朱]羽書云廣瀬社大和國廣瀬郡ニアリ今ノ河合ノ明神是也

賀茂本社事代主命也ト又曰氏久歌云久方乃
天乃岩舟ノ――此歌之意者為ニ瓊々杵尊ト
也蓋誤ル矣ト

小鳥(コガラス)ノ社　本朝諸社一覧云河合之東ニアリ
此神者大和國宇陀郡八咫烏神社ト同社也
大和國八咫烏神社者続日本紀文武天皇慶
雲二年九月丙戌置ニ八咫烏社ヲ大倭國宇太郡
叅之トアリ山城ニテハ下鴨小鳥社又任部(タノベ)トモ云下
鴨有傳来之説ト云

[朱]比良木変

比良木社　本朝諸社一覧云当所地主神也
[朱]山城名勝志云在ニ来寺村西北ニ當初比良木ノ社在ニ此所ニ今ノ土人誤而称ニ擔(スナ)垣(ハキ)ノ杜ト

歴代編年集成云元永二年己亥十月一日鴨
御祖社宝殿已下焼亡焼
所其後奉移地主明神殿
長秋記云賀茂下社氏神社
三井社 本朝諸社一覧云或三身社
山城名勝志曰元在葭
三座北向
神名帳頭注云葭
建角身命丹波伊可古夜日女玉依日賣也三柱
神身坐故名三身社今漸
云三井 称日本紀山城風土記同之

•久我社 本朝諸社一覧云坐本宮北
•末刀社 同云坐本宮北
•霊雲社 本朝諸社一覧云幸縁神秘也
山城名勝志云坐本宮西傍玉垣内已上 比良木社
小鳥社 三井社 久我社 河合社
末刀社 霊雲社
下鴨七社摂社
•一言神
山城名勝志云坐本宮瑞籬内自一言返七言
都合七社祭大己貴命七名云
•若宮
山城名勝志曰坐本宮西瑞籬内三座中社也左玉

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第49冊』　請求記号 832-305
ガラス使用